

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録5周年記念ロゴマーク使用規約

令和7年11月14日

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域連絡会議
(事務局：環境省沖縄奄美自然環境事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島県、沖縄県)

(趣旨)

第1条 この規程は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録5周年記念ロゴマーク（以下、ロゴマークという）の利用に関し必要な事項を定めるものである。

(管理)

第2条 ロゴマークの使用に係る管理事務は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域連絡会議事務局（以下、「事務局」という。）が行う。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、環境省沖縄奄美自然環境事務所に帰属する。

(コンセプト及び図案)

第4条 ロゴマークのコンセプト及び仕様等については、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録5周年記念ロゴマーク使用マニュアル」に掲げるものとする。

(内容の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合、ロゴマークを使用することはできない。

- 一 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録地の普及啓発や遺産価値の保全に寄与すると認められる目的等と著しく乖離している場合
- 二 国民の利益を害するおそれがある場合
- 三 特定の思想、宗教・政党の活動に利用されるおそれがある場合
- 四 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合
- 五 法令又は公序良俗に反する、またはそのおそれがある場合
- 六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において暴力団という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- 八 ロゴマークの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- 九 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録5周年記念ロゴマーク使用マニュアル」の規定に違反し、ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの使用が適当でない事案が認められる場合

十 前各号に掲げるもののほか、事務局長（環境省沖縄奄美自然環境事務所長）が不適切と認めた場合

（届出）

第6条 ロゴマークを使用した者は、使用開始日から1週間以内に環境省沖縄奄美自然環境事務所に届け出なければならない。

2 前項の届出においては、次の各号に掲げる事項を明記するものとする。

- 一 使用した者の氏名・住所（法人の場合は、その名称・所在地・代表者の氏名・住所）
- 二 使用の目的・方法・期間
- 三 使用物品等の現物、写真又はコピー
- 四 その他、事務局が求める事項

（使用料）

第7条 使用料は無料とする。

（使用の差し止め）

第8条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、事務局長はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- 一 使用者がこの規程に違反した場合
 - 二 届出の内容に虚偽があった場合
 - 三 使用者が法令に違反した場合
 - 四 前各号に掲げるもののほか、事務局長が不適切と認めた場合
 - 五 その他ロゴマークの使用継続が不適当であると認められた場合
- 2 事務局長は、前項の規定による使用の差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 事務局長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（経費等の負担）

第9条 事務局は、この規程による使用申請の処理に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第10条 事務局はロゴマーク等を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、これに対し全責任を負い処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により事務局に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を事務局に賠償しなければならない。

(規定の改定)

第 11 条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある

(情報の公開)

第 12 条 事務局長は、ロゴマーク等の使用状況等について広く利用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用状況等について情報を公開することができる。

(使用期間)

第 13 条 ロゴマークの使用期間は以下のとおりとする。ただし、ロゴマークを使用した商品等について在庫に限り継続して使用することを妨げない。

令和 7 年 11 月 14 日～令和 9 年 7 月 31 日まで

令和 年 月 日

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域連絡会議
事務局長

住所

氏名

(法人の場合は、その名称・所在地・代表者の氏名・住所)

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録5周年記念ロゴマーク使用届

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録5周年記念ロゴマーク使用規約第6条に基づき、下記のとおりロゴマークを使用したいので、届け出ます。

記

1. 使用の目的・方法・期間
2. 使用物品等の現物、写真又はコピー
3. その他